平成２３年（フ）第３１６８号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　コーポニュー引山306号
破産者　河合　　修
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１３号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目544番地の１　ヴィラプリーマ101号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町西１丁目４番地の13
破産者　北芝　康宏
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６３号
神戸市中央区国香通２丁目１番16号　井上ビル502号、開始決定時の住所神戸市灘区記田町２丁目３番４―309号
破産者　渡辺　啓子
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目１番５―104号
破産者　関口　　勝
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５０５号
静岡県浜松市北区豊岡町175番地の６
破産者　村田　　功
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
静岡県浜松市西区入野町16417番地の４　マンションはなきⅠ―205号
破産者　串　　友紀
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
岡山県倉敷市上東779番地５
破産者　小林　照雄
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
愛媛県松山市和気町１丁目452番地　サントノーレ和気701号
破産者　和田　喜彦
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５０号
愛媛県松山市小村町73番地４
破産者　重松　浩一
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１０号
埼玉県戸田市笹目１丁目41番地の５　ロイヤルガーデン503号室
破産者　森田　康之
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９２号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―13―202、申立時の住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―５―302
破産者　市川　　操
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９３号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―13―202、申立時の住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―５―302
破産者　市川八重子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２８号
埼玉県朝霞市大字上内間木827番地の18
破産者　小林　一二
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２９号
埼玉県朝霞市大字上内間木827番地の18
破産者　小林　秀樹
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７１号
埼玉県久喜市西大輪３丁目６番地２　クレセント東鷲宮407号
破産者　飯島　計男
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７２号
埼玉県久喜市西大輪３丁目６番地２　クレセント東鷲宮407号
破産者　飯島　久子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
埼玉県入間市東町７丁目17番地20　サミータウンＢ―101
破産者　阿部　　廣
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１６号
埼玉県入間市大字南峯337番地１　グレースハウスＣ201
破産者　山田　勝美
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７４号
埼玉県坂戸市芦山町21番地１　リバーヴューハイツ103号室、前住所埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の２　レクセル新狭山211
破産者　宇田川秀一
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部